

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

前年からの繰越しはなく、新規申請もなかった。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	30	元	2	3	4
取扱件数	前年からの繰越し						
	新規申請		3	2	2	1	
	合計		3	2	2	1	
	うち使用者申請件数				1		
終結区分別件数	終結	解決	1		1	1	
		取下げ		1			
		打切り（不調）			1		
		不開始	2	1			
		合計	3	2	2	1	
	翌年に繰越し						

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類	年	30	元	2	3	4
農業, 林業, 漁業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業						
建設業						
製造業						
電気, ガス, 熱供給, 水道業						
情報通信業						
運輸業, 郵便業						
卸売業, 小売業			1			
金融業・保険業						
不動産業, 物品賃貸業						
学術研究, 専門・技術サービス業						
宿泊業, 飲食サービス業				2		
生活関連サービス業, 娯楽業						
医療, 福祉		2				
教育, 学習支援業		1			1	
複合サービス業						
サービス業			1			
公務						
分類不能の産業						
合計		3	2	2	1	

(3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

企業規模	年	30	元	2	3	4
50人未満		2		2		
50～100人未満			1		1	
100～200人未満						
200～300人未満						
300人以上		1				
未調査			1			
合計		3	2	2	1	

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

調整事項	年	30	元	2	3	4
組合承認、組合活動		1	2			
協約締結、改定、効力		2				
賃金及び手当		2		1	2	
賃金増額						
賃金体系の改定					1	
一時金		1				
その他賃金に関する事		1		1	1	
賃金以外の労働条件						
経営及び人事		2	5	1		
解雇、雇止め		1	2	1		
配置転換		1				
その他経営人事に関する事			3			
福利厚生		1				
団交促進		1	1	1		
その他		2		2		
合計		11	8	5	2	

※ 点線内の数字は、内数である。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年	30	元	2	3	4
処理日数					
10 日以内					
11～20 日			1		
21～30 日					
31～40 日					
41～50 日					
51～60 日			1		
61～70 日					
71～80 日					
81 日以上	1			1	
合 計	1		2	1	
総処理日数	154	—	69	184	—
平均日数	154	—	34	184	—

(6) 事件一覧

なし

(7) 事件の概要 (集団)

なし